総務委員会資料

平成24年第3回定例会提出予定議案の説明

- 資料 1 議案第 131 号関係 川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要
- 資料 2 報告第 15 号・第 16 号関係 健全化判断比率及び資金不足比率の概要
- 資料3 報告第 17 号関係 平成23年度川崎市土地開発公社決算附属明細表

平成24年8月29日 財 政 局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 個人の市民税の均等割の引上げについて

(1) 改正内容

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)の制定に伴う地方税法の特例により、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の標準税率が500円引き上げられ、本市においても緊急に防災のための施策を実施する必要があるため、個人の市民税の均等割の税率を同額引き上げるもの

	現行	改正後	差額
市民税 (均等割)	3,000円	3,500円	+500円
県民税(均等割) (超過課税分300円含む。)	1,300円	1,800円	+500円
合計	4,300円	5,300円	+1,000円

※ 県民税については、平成24年3月27日から改正条例が施行されている。

(2) 施行期日

公布の日から施行する(実際の課税は平成26年度分から)。

(3) 增収見込額

3. 6 億円 (平年度)

(4) 増収による財源の活用

公共建築物の耐震化事業、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化事業、 独立型備蓄倉庫の早期整備等。詳細は、後記参考のとおり。

2 固定資産税の課税標準の特例について

(1) 改正内容

平成24年度税制改正に伴う、わがまち特例(※)の導入により固定資産税の課税標準の特例割合を定めるもの

- (※)地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を法律の定める範囲内において地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組み
- ア 下水道除害施設 (p H調整槽、加圧浮上分離装置等) 4分の3
- イ 雨水貯留浸透施設(運動場等の貯留施設、浸透ます等) 3分の2 上記割合は、地方税法により「参酌すべき」とされている割合のとおり。 また、これまで国が定めていた割合と同じ特例割合であるため、従来と 同様に税額の軽減がなされるものである。

(2) 施行期日

公布の日から施行する(実際の適用は平成25年度分から)。

3 市たばこ税の税率の引上げについて

(1) 改正内容

平成23年度税制改正に伴い、法人実効税率の引下げ等による県の増収と市の減収を調整するため、県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されたことにより、市たばこ税の税率(1,000本についての額)を引き上げるもの(今回の税率改正は、県たばこ税と市たばこ税との間で税率を調整するものであり、消費者の税負担に影響を与えるものではない。)

	現行	改正後	差額
市たばこ税	4,618円	5,262円	+644円
11170120196	(2, 190円)	(2,495円)	(+305円)
県たばこ税	1, 504円	860円	▲ 6 4 4 円
	(716円)	(411円)	(▲305円)
合計	6, 122円	6, 122円	0円
口目	(2, 906円)	(2, 906円)	(0円)

※ 括弧内は旧3級品の税率

(2) 施行期日

平成25年4月1日

(3) 增収見込額

12.5億円(平年度)

ただし、同額程度の法人市民税の減収が見込まれている。

4 川崎市行政手続条例の適用について

(1) 改正内容

平成23年度税制改正の趣旨を踏まえ、市税に関する条例及び規則の規定に基づき行う申請により求められた許可等を拒否する処分又は不利益処分について、川崎市行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととするもの

(2) 施行期日

平成25年1月1日

(3) 現状

上記 4 (1)の申請により求められた許可等を拒否する処分又は不利益処分を 行う場合は、条例の定めはなくても、これまでも理由を示している。

川崎市市税条例新旧対照表

改正案	改正前
○川崎市市税条例	○川崎市市税条例
昭和25年8月19日条例第26号	昭和25年8月19日条例第26号
(川崎市行政手続条例の適用除外)	(川崎市行政手続条例の適用除外)
第5条の2 川崎市行政手続条例(平成7年川崎市条	第5条の2 川崎市行政手続条例(平成7年川崎市条
例第37号) 第3条又は第4条に定めるもののほか、	例第37号) 第3条又は第4条に定めるもののほか、
市税に関する条例及び規則の規定による処分その他	市税に関する条例及び規則の規定による処分その他
公権力の行使に当たる行為については、川崎市行政	公権力の行使に当たる行為については、川崎市行政
手続条例第2章(第8条を除く。) 及び第3章(第	手続条例第2章及び第3章
14条を除く。)の規定は、適用しない。	の規定は、適用しない。
2 略	2 略
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> と	第75条 たばこ税の税率は、1,000本につき4,618円と
する。	する。
附則	附則
1~10 略	1~10 略
(市たばこ税の税率の特例)	(市たばこ税の税率の特例)
11 法附則第30条の2の規定により、同条に定める紙	11 法附則第30条の2の規定により、同条に定める紙
巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第75条の規定	巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第75条の規定
にかかわらず、当分の間、1,000本につき <u>2,495円</u> と	にかかわらず、当分の間、1,000本につき <u>2,190円</u> と
する。	する。
12~19 略	12~19 略
(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施	
する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方	
税の臨時特例に関する法律に基づく個人の市民税の均	
等割の税率の特例)_	
20 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個	
人の市民税に限り、均等割の税率は、第20条第1項	
第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に50	
0円を加算した額とする。	
<u>21</u> 略	20 略
(固定資産税の課税標準の特例)	
22 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定め	
<u>る割合は、4分の3とする。</u>	
23 法附則第15条第10項に規定する条例で定める割合	
は、3分の2とする。	

緊急防災・減災にかかる税制措置及び財源の活用について

1 これまでの経過(国の動き)

〇「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定) 東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興のための取組みの全体像を示す。

(1) 復興期間

平成 23~32 年度 (10 年間) ※平成 27 年度末までを「集中復興期間」

(2) 実施施策

被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策 被災地域と密接に関連する地域における被災地域の復旧・復興に不可欠な施策 大震災を教訓とし全国的に緊急に実施する必要性が高い防災・減災等の施策

(3) 事業規模

23 兆円程度 ※「集中復興期間」では19兆円程度(国18.2兆円、地方団体0.8兆円)

(4) 財源確保

「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充当する財源は、歳出削減、税外収入確保、 時限的な税制措置等により確保

(時限的な税制措置により確保される財源を、以下「復興財源」とする。)

【税制措置の概要】

区	分	項目	期間	税収規模
		復興特別法人税	24年4月から	2.4 兆円
国	税	(法人税に 10%の付加税)	3年間	(単年度 0.8 兆円)
(9.7兆)	円程度)	復興特別所得税	25年1月から	7.5 兆円
		(所得税に 2.1%の付加税)	25 年間	(単年度 0.3 兆円)
		個人住民税均等割	26年6月から	0.6 兆円
地方	,税	(標準税率に県市共 500 円加算)	10 年間	(単年度 0.06 兆円)
(0.8兆	円程度)	個人住民税所得割	25年1月から	0.17 兆円
		(退職所得 10%税額控除の廃止)	10 年間	(単年度 0.02 兆円)

※退職所得10%税額控除の廃止は、復興期間に限定したものではないが、同期間中は復興事業に充当

<関係法令>

国 税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 117 号)

地方税 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 118 号)

2 地方における事業スキーム

平成 23 年度から 27 年度までの間で、地 方自治体において緊 急防災・減災事業を 実施



左記事業の実施に当 たり「緊急防災・減 災事業債」を発行



「緊急防災・減災事 業債」の元利償還(10 年間)に対して、復 興財源を活用

※緊急防災・減災事業債の対象事業は次のとおり。

区分	内 容
	・国の平成23年度第3次補正により追加された全国防災対策費
国庫補助・国直轄事業	に係る事業
	・国の平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算における全国
	防災対策費に係る事業
	・緊急防災・減災事業計画に基づき実施する事業
地方単独事業	①防災拠点施設
	②防災資機材等備蓄施設
	③非常用電源
	④拠点避難地
	⑤津波避難タワー
	⑥避難路
	⑦避難所において防災機能を強化するための施設
	⑧防災行政無線のデジタル化
	⑨全国瞬時警報システム
	⑩地域防災計画上の避難所とされている公共施設又は公用施
	設の耐震化
	①不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化
	②消防救急無線のデジタル化
	⑬災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設の耐
	震化
	④津波浸水区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点か
	ら移転が必要と位置づけられた公共施設又は公用施設の移
	転
	・緊急防災・減災事業(補助)に伴って実施する事業(継ぎ足し
	単独事業)

3 川崎市における復興財源の活用

○復興財源の見込額

個人市民税均等割(500円加算)分 36億円程度(単年度 3.6億円) 個人市民税所得割(退職所得 10%税額控除廃止)分 10億円程度(単年度 1.0億円)

〇復興財源活用の基本的な考え方

川崎市では、市民生活の安全安心の確保を重点的な施策として位置づけ、これまで市 民が日常生活を安心して送るために必要な施策を着実に推進し、災害に強いまちづくり についても率先して取組んできたところである。

更に、東日本大震災の教訓を踏まえ、臨海部の災害対策の推進や帰宅困難者対策の強化など、新たな課題への対応に的確に取り組むとともに、現在、新たな被害想定等を反映した地域防災計画や地震防災戦略などの見直しを進めているところである。

こうした状況を踏まえ、復興財源については、引き続き大震災を踏まえた防災・減災 対策を推進し、本市がより一層災害に強いまちとなるよう、次の考え方を基本に活用す る。

- ◆ 現時点で、平成27年度までに実施を見込んでいる、新規事業や前倒して実施 する事業を含めた緊急防災・減災事業債の対象となる事業について、その財源 の一部として復興財源を活用する。
- ◆ 今後、見直しを予定している地域防災計画や地震防災戦略等に基づき、新たに対策が必要となるものについても、その財源の一部として復興財源を活用する。

○復興財源活用の対象事業

基本的な考え方を踏まえて、現時点では、別表の事業を対象として復興財源を活用するものとする。

なお、見直しを予定している地域防災計画や地震防災戦略等に基づき、新たに対策が 必要となるものについては、今後、復興財源活用の対象事業として加えていく。

【別表】川崎市の実施する緊急防災・減災事業

(1) 緊急防災・減災事業債対象事業 補助・直轄

事	事業概要			
消防救急無線デジタル	消防救急無線のデジタル化	補助事業	H24	
化事業		(防災通信基盤整備)	※繰越	
非構造部材耐震化等学	小学校の窓枠のアルミサッシ	補助事業	H24	
校施設環境改善事業	化等学校施設の環境改善	(学校施設環境改善)	※繰越含む	
公共建築物耐震化推進	災害対策拠点となる公共建築	補助事業	H24	
事業	物の耐震化	(社会資本整備)		

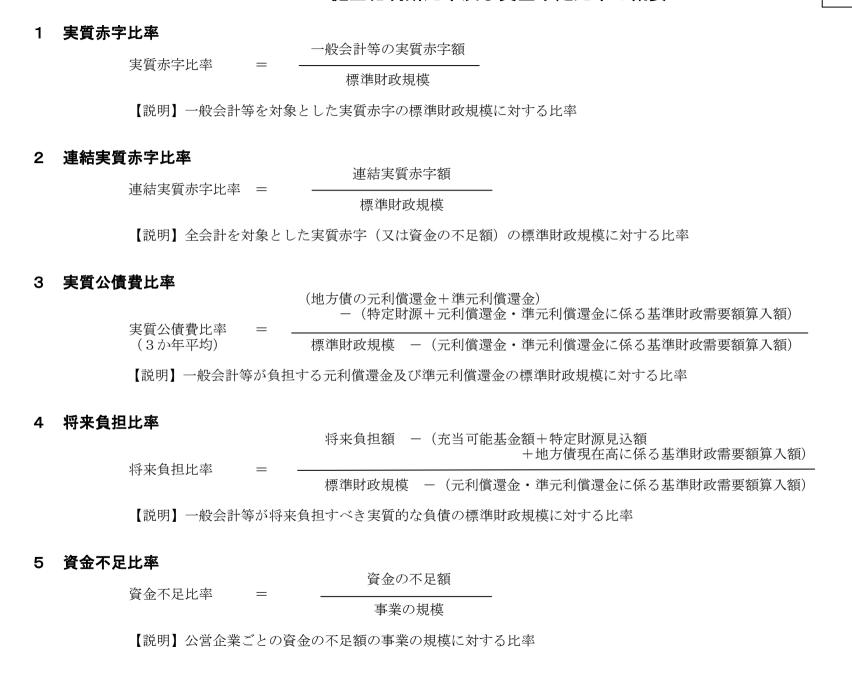
(2) 緊急防災・減災事業債対象事業 単独事業

事	¥業概要	事業区分	予定期間
消防活動拠点整備事業	緊急消防援助隊の派遣・受入	防災拠点施設	H25~27
	等活動拠点の整備		
独立型備蓄倉庫整備事	地域防災拠点である中学校へ	防災資機材等備蓄	H24~27
業	独立型備蓄倉庫を整備	施設	
	避難所である小学校等へ独立		H25~27
	型備蓄倉庫を整備		
防災配慮型公園施設等	広域避難場所である公園へソ	拠点避難地	H25~27
整備事業	ーラー式公園灯などを整備		
川崎港海底トンネル津	海底トンネルの津波浸水対策	避難路	H25~26
波浸水対策事業	として防潮施設等を設置		
災害時緊急支援物資等	緊急支援物資等の海上輸送を	避難路	H25~27
輸送施設整備事業	可能にするための輸送用浮桟		
	橋等を整備		
災害用マンホールトイ	避難所における災害用マンホ	避難所防災機能強	$H25\sim27$
レ整備事業	ールトイレの整備	化	
防災行政無線のデジタ	同報系防災行政無線のデジタ	防災行政無線のデ	H24~26
ル化事業	ル化及び公共ふ頭における無	ジタル化	
	線を増設		
耐震対策等橋りょう整	県の緊急輸送道路上にある橋	不特定多数利用施	H24~26
備事業	りょうの耐震化	設の耐震化	
消防救急無線デジタル	消防救急無線のデジタル化	消防救急無線のデ	H24~26
化事業		ジタル化	
公共建築物耐震化推進	災害対策拠点となる公共建築	災害対策拠点の耐	H24~26
事業	物の耐震化	震化	

(3) 緊急防災·減災事業債対象外事業

緊急防災・減災事業債の対象とならない、耐震対策助成や帰宅困難者対策の強化などのソフト事業についても、制度の趣旨に沿って、既存の財源を効果的に配分し、的確に実施していく。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要



平成23年度

川崎市土地開発公社決算附属明細表

財 政 局

現金及び預金明細表

(単位:円)

科目	種類	金額	摘要
現金	_	0	
	当座	0	
預金	普通	12,072,793	
放 奉	通知	0	
	定期	810,000,000	
	国債	29,992,590	国庫短期証券
満期保有目的以外で 保有する有価証券	地方債	0	
	その他	0	
計		852,065,383	

公有用地明細表

(単位 面積:m3、金額:円)

	期首残高				当期増加高				当期減少高	期末残高	(単位 面積:㎡、金額:円)
資産区分	面積 金額	面積 用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	∄ -	面積 金額	面積金額	摘要
生田緑地用地	9,048.15	0.00							0.00	9,048.15	
生口称地用地	1,675,689,790	0	0	0	0	0	24,813,777	24,813,777	0	1,700,503,567	
早野聖地公園用地	624.32	0.00							624.32	0.00	
十万至地公園用地	116,464,495	0	0	0	0	0	412,481	412,481	116,876,976	0	
 登戸土地区画整理事業用地	2,164.32	0.00							163.19	2,001.13	
立)工程四直正在并未用地	1,892,265,479	0	0	0	0	0	22,506,267	22,506,267	115,997,205	1,798,774,541	
 市道麻生5号東百合丘77号,115号線用地	572.06	0.00							0.00	572.06	
而是那里·0.7米自己正了了。110.7%和20	417,252,255	0	0	0	0	0	6,178,713	6,178,713	0	423,430,968	
 市道池田 4 号線道路改良事業用地	344.96	0.00							0.00	344.96	
而是16日至7/M是超000至来/152	599,660,802	0	0	0	0	0	7,539,692	7,539,692	0	607,200,494	
都市計画道路世田谷町田線用地	61.08	0.00							0.00	61.08	
部中可圖戶四位中口(17 m) 口(M)/11 / C	120,318,126	0	0	0	0	0	1,781,683	1,781,683	0	122,099,809	
一般県道鶴見溝ノ口線用地	691.25	0.00							0.00	691.25	
//X / ()	2,404,792,961	0	0	0	0	0	35,610,400	35,610,400	0	2,440,403,361	
市道三田第55号線道路改良事業用地	2,199.58	0.00							0.00	2,199.58	
而是二百分00万派是苗铁区子来用地	916,754,072	0	0	0	0	0	13,575,383	13,575,383	0	930,329,455	
市道南生田44号線用地	170.77	0.00							0.00	170.77	
THE HELD THE TOWN THE	122,539,937	0	0	0	0	0	1,814,579	1,814,579	0	124,354,516	
市道宮前6号線道路改良事業用地	612.42	0.00							0.00	612.42	
而是自的 6 7 M是超级及 7 来/17 22	388,170,696	0	0	0	0	0	5,748,068	5,748,068	0	393,918,764	
主要地方道横浜上麻生線用地	1,803.12	0.00							0.00	1,803.12	
工文档分是模块工作工作用地	851,419,273	0	0	0	0	0	12,607,909	12,607,909	0	864,027,182	
 準用河川平瀬川支川河川改修事業用地	450.10	0.00							0.00	450.10	
中/加马州 - M/州人/州马州以廖子朱/旧起	295,202,925	0	0	0	0	0	4,371,393	4,371,393	0	299,574,318	
	532.11	0.00							0.00	532.11	
へべがず木川和	156,817,962	0	0	0	0	0	2,322,167	2,322,167	0	159,140,129	
都市計画道路梶ヶ谷菅生線予定地(5条)	637.35	0.00							0.00	637.35	
明中时周是阿比尔 T B 上燃 J 足地 (0 木)	292,005,932	0	0	0	0	0	4,324,054	4,324,054	0	296,329,986	
水江町地内公共用地(5条)	0.00	0.00							0.00	0.00	
	231,897,373	0	0	0	0	0	0	0	0	231,897,373	
横浜生田線予定地 (5条)	510.41	0.00							0.00	510.41	
1次15工中1651 亿地(6本)	213,350,372	0	0	0	0	0	3,159,312	3,159,312	0	216,509,684	
国道409号線予定地(4・5条)	678.69	0.00							0.00	678.69	
四层主 0 0 7 除 1 足地(生 0 木/	913,450,466	0	0	0	0	0	13,526,457	13,526,457	0	926,976,923	
合 計	21,100.69	0.00							787.51	20,313.18	
ы ы	11,608,052,916	0	0	0	0	0	160,292,335	160,292,335	232,874,181	11,535,471,070	

有形固定資産明細表

(単位:円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	期末残高	当期減価 償 却 額	減価償却累計 額	差引 期末残高	摘要
建物又は その付属設備	336,236,400	0	0	336,236,400	7,626,497	113,608,702	222,627,698	※ 1
工具器具及び備品	257,250	0	0	257,250	15,281	152,810	104,440	% 1
小計	336,493,650	0	0	336,493,650	7,641,778	113,761,512	222,732,138	
土地	135,380,600	0	0	135,380,600	-	_	135,380,600	
合計	471,874,250	0	0	471,874,250	7,641,778	113,761,512	358,112,738	

※1 減価償却は、旧定額法によっています。

投資有価証券明細表

(単位:円)

	銘 柄	券面総額	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要
国 債 及	川崎市16回5年公募公債	20, 000, 000	20, 000, 000	20, 000, 000	* 1
UK	川崎市16回5年公募公債	10, 000, 000	10,000,000	10, 000, 000	* 1
地方債	大阪市第3回20年公募公債	100, 000, 000	100, 000, 000	100, 000, 000	* 1
	計	130, 000, 000	130, 000, 000	130, 000, 000	
そ	種類及び銘柄	取得価額	貸借対照表 計上額	摘	¥
の 他 の	-	-	-		
有価証券	-	-	-		
券	計	_	_		

※1 評価基準及び評価方法は、償却原価法(定額法)によっています。

【附属明細表】

長期借入金明細表

(単位:円)

借入先	利率	期首残高	当期增加高	当期減少高	期末残高	備考
株横浜銀行	1.47%	4,425,000,000	1,376,000,000	397,000,000	5,404,000,000 (1,124,000,000)	
㈱みずほ銀行	1.47%	1,859,000,000	585,000,000	168,000,000	2,276,000,000 (459,000,000)	
株三菱東京UFJ銀行	1.42%	103,000,000	0	92,000,000	11,000,000 (11,000,000)	
㈱三井住友銀行	1.47%	1,021,000,000	334,000,000	96,000,000	1,259,000,000 (221,000,000)	
川崎信用金庫	1.47%	1,090,000,000	343,000,000	99,000,000	1,334,000,000 (269,000,000)	
セレサ川崎農業協同組合	1.47%	769,000,000	242,000,000	69,000,000	942,000,000 (190,000,000)	
小計	-	9,267,000,000	2,880,000,000	921,000,000	11,226,000,000 (2,274,000,000)	
川崎市	※ 1	1,892,000,000	0	1,892,000,000	0	
슴計	-	11,159,000,000	2,880,000,000	2,813,000,000	11,226,000,000 (2,274,000,000)	

※1 川崎市からは、無利子による融資を受けています。

注 利率は、期中の借入金の増減に対する加重平均利率を記載しています。 期末残高のうち()内は、1年内に返済期限が到来するものです。

資本金明細表

(単位:円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基木財産	川崎市	20,000,000	

引当金明細表

(単位:田)

「単位・円」						(年度:11)
区分	期首残高	当期増加高 -	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他	列不汉同	अवा उद
貸倒引当金	26,568,885	0	0	0	26,568,885	※ 1
退職給付引当金	26,214,400	0	0	449,800	25,764,600	* 2

^{※1} 貸倒引当金は、事業用地の強制執行による金銭債権(債務名義付き)を未収金として認識していましたが、 債務者の資力低下に伴い回収可能性が著しく低下したため、その全額を引き当てるものです。

【附属明細表】

事業収益明細表

(単位:円)

	科目	金額	摘要	
公有地取得事業収益	公有用地売却収益		234,782,324	
附带等事業収益	保有土地賃貸等収益	賃貸事業収益	15,022,030	
습하			249,804,354	

事業原価明細表

(単位:円)

	科目	金額	摘要	
公有地取得事業原価	公有用地売却原価		232,874,181	
附带等事業原価	保有土地賃貸等原価	賃貸事業原価	2,105,100	
	合計	234,979,281		

^{※2} 当期減少額のうちその他欄の数値は、支給率等の減少によるものです。